

議 会 運 営 委 員 会 次 第

令和5年8月8日 (火)

午後 2 時 開 議

1 委員長開議宣告

2 議長挨拶

3 議 題

(1) タブレット型端末の導入について

(2) 議会運営等の振り返り（レビュー）について

・一問一答方式について

・決算委員会の分科会方式について

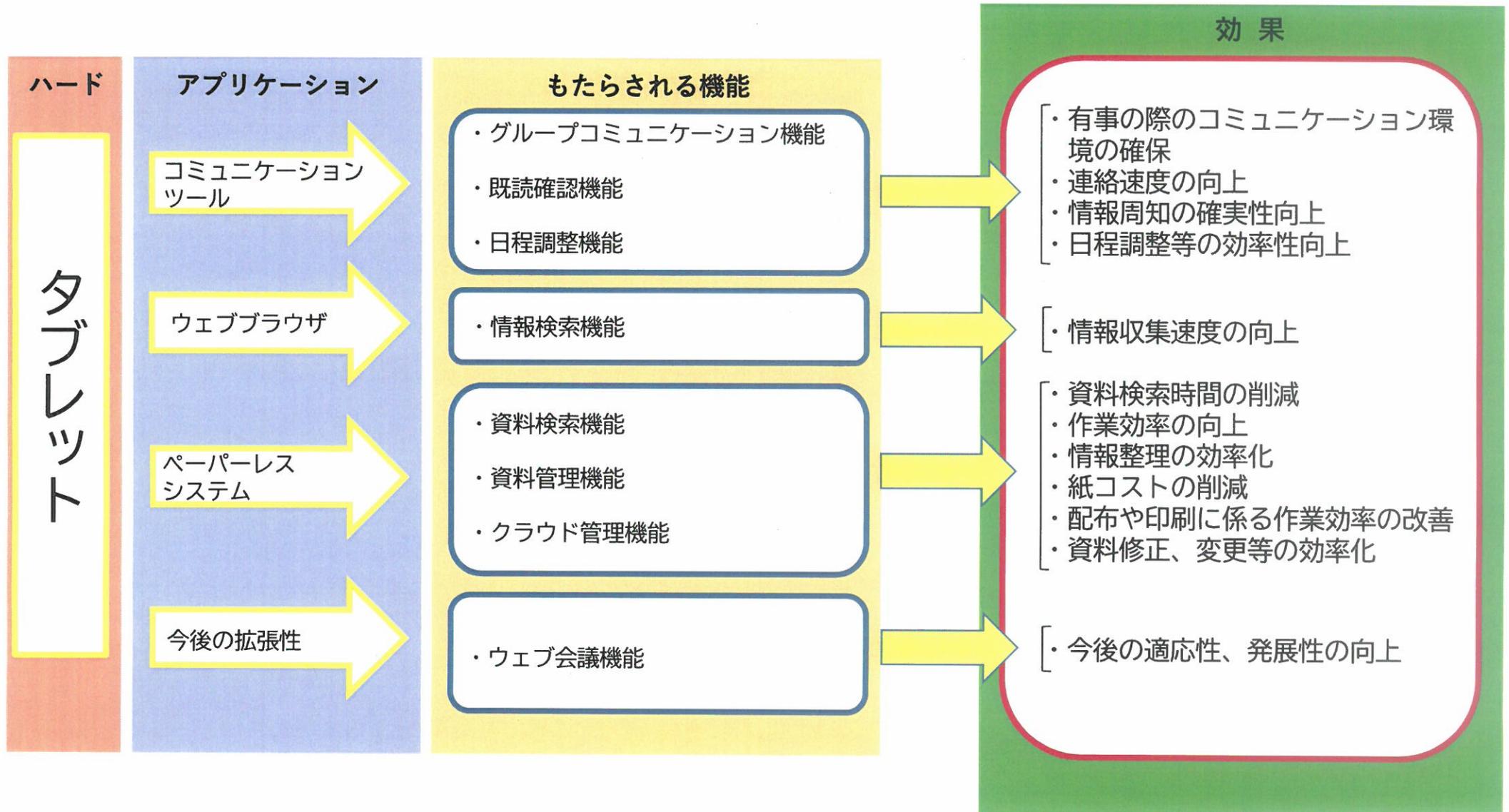
・請願・陳情について

4 委員長散会宣告

タブレット端末の導入について



【タブレット導入による効果】



【利用アプリについて】

取り扱い注意

1 コミュニケーションツール

- ①事務局内庶務棚への文書（郵送物は除く）配布、控室机上への文書配布、ランダムでのメールがなくなる。
- ②執行部からの情報提供や会派間のスケジュール管理、会議等の日程調整など、グループ機能により同時に効率よく情報共有ができるようになる。
- ③有事の際、電話回線よりもインターネット回線の方が、緊急連絡や安否連絡等が繋がりがやすくなる。

	管理者	データ管理方法	監査ログ機能	未読既読確認	月額
LINEWORKS	あり (一括で様々な制限、管理)	クラウド管理	あり	あり	450円/台
LINE	なし	端末管理	なし	なし	無料

LINEアプリは、多くの方に馴染みのあるアプリであり、それと変わらず利用可能なLINEWORKSであれば、導入もスムーズに行える。また、既読未読を確認できることにより、確実な情報共有が可能となり、一括で管理することによるセキュリティ面の向上などのメリットを鑑みると、**LINEWORKSがベターだと思われる**。

2 ペーパーレスシステム

- ①定例会等で配布される議案や資料、各委員会資料、執行部から提供される総合計画や各種計画など、今まで紙ベースでもらっていた膨大なデータや資料がなくなる。（予算決算資料等は、紙と併用）
- ②簡単にどこでも閲覧でき、持ち運べる図書館となる。
- ③膨大な情報を検索できるようになる。

	バックアップ	メモ機能	動作速度	月額	導入自治体数
SideBooks	災害時避難用本棚	手書きメモ、テキストメモ、画像メモ、直線メモ	速度維持	1,633円/台	約640
moreNOTE	なし	手書きメモ	大量データだと低速	1,584円/台	約100

SideBooksでもmoreNOTEでも、検索機能、クラウド管理、資料管理は利用可能です。一方、SideBooksは、大きなデータ量のファイルなども、常に快適な速度で使用できることや有事の際にもデータを引きつけることなどに優位性がある。また、導入実績においても圧倒的に多い点から、**SideBooksがベターだと思われる**。

【タブレット端末等 見積り選定条件】

1	タブレット端末機種	iPad 第10世代 (Wi-Fi+セルラーモデル) 64GB 10.9インチ
2	台数	50台(議員44名+事務局用・予備用6台)
3	調達方法	レンタル(3年)
4	通信容量	20GB
5	付属品	保護フィルム・ケース・タッチペン
6	ペーパーレスシステム	SideBooks (サイドブックス) クラウド本棚 (容量追加10GB)
7	コミュニケーションツール	LINWORKS (ラインワークス) スタンダードプラン
8	操作研修	タブレット端末基本操作・コミュニケーションツール・ペーパーレスシステム
9	Wi-Fi環境整備	※セルラーモデルの調達を想定しているため必須ではない。

【概算費用】

※なお、この概算見積は令和5年8月現在であり、調達時期や機種バージョン等により金額が変動する場合があります。

①イニシャルコスト（初期費用）

内容	詳細		合計	参考 ※R2.10当時
タブレット端末 導入等費用	iPad 10.9 第10世代 64GB (Wi-Fi+セルラーモデル) 50台レンタル	0円	1,030,000円	※iPad pro 128GB 一括購入 125,000円×55台= 6,875,000円
	初期設定費用(端末・ペーパーレスシステム等)	530,000円		
	付属品(保護フィルム・ケース・タッチペン)	500,000円		
操作研修費用	基本操作研修等		340,000円	
Wi-Fi環境整備費用	整備しない。 ※セルラーモデル調達予定のため。		0円	※Wi-Fi整備費用 12,109,800円
小計			1,370,000円	
合計(税込)			1,507,000円	

②ランニングコスト（月額）

内容	詳細		合計	参考 ※R2.10当時
タブレット利用料等 (3年レンタル)	通信利用料(20GB) 約3,000円/月×50台	151,000円	201,000円 ※1台あたり 4,020円	※通信利用(30GB) 7,500円×55台= 412,500円
	端末利用料(本体含む) 1,000円/月×50台	50,000円		
ペーパーレスシステム	SideBooks(クラウド本棚)		75,000円	
コミュニケーションツール	LINEWORKS		23,000円	
小計			299,000円	
月額合計(税込)			328,900円	
年額合計(税込)			3,946,800円	

○松戸市議会会議規則（運用・先例 改正案）

（携帯品）

第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。

運用・先例

- 1 議場又は委員会の会議室に入る者とは、議員のほか、説明員、事務局職員等も含まれる。
- 2 携帯品の持ち込み禁止
 - (1) 本会議場（委員会室を含む）への携帯電話等の持込みは、個人情報等の関係から可能とするが、取り扱いについては十分注意する。
 - (2) 本会議場（委員会室を含む）へのパソコンの持込みは禁止。
ただし、議長が許可したタブレット端末等は持ち込みを許可する。

○松戸市議会タブレット端末使用基準（案）

（目的）

第1条 この基準は、松戸市議会（以下「市議会」）におけるタブレット端末（以下「端末機」）の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）会議 本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、幹事長会議、広報委員会、経理責任者等会議、その他市議会の活動として行う会議をいう。
- （2）管理者 議会事務局をいう。
- （3）端末機 議長が貸与するタブレット端末のことをいう。
- （4）ペーパーレスシステム 会議運営機能と文書管理機能を有するアプリケーションとクラウドサーバーを一体化させたシステムをいう。
- （5）コミュニケーションツール 組織や集団の内部で情報共有やコミュニケーションを取るためのシステムソフトウェア(グループウェア)をいう。

（端末機の使用者）

第3条 端末機を使用することができる者(以下、「使用者」という)は、議員、議会事務局職員のほか、議長が許可した者とする。

2 使用者は、この基準の定めるところに従い、端末機を適正に使用しなければならない。

（端末機の貸与）

第4条 議長は、使用者に端末機の貸与をするものとする。

2 使用者は、その職でなくなったとき、又は議長が返却を命じたときは速やかに自身固有のデータを端末機から削除し、議長に返却しなければならない。

（遵守事項）

第5条 端末機の使用者は、次に掲げる事項について遵守するものとする。

- （1）会議等の開催時は、貸与された端末機を必ず持参すること。
- （2）会議等の開催時における、電子機器等の使用は、セキュリティマネジメントの観点から、貸与された端末機のみとする。
- （3）端末機の使用範囲は、会議その他議会活動に必要な範囲とし、使用に当たっては自らの責任において使用するものとする。
- （4）情報の送受信を自らの責任において行うこと。

(セキュリティ対策)

第9条 端末機の利用者は、市議会及び市の執行機関の情報並びに端末機の保全措置に関し、積極的に協力し、私的なパソコンに物理的に接続する等のウイルス感染を起し得る行為をしてはならない。

(事故等があった場合の対応措置)

第10条 端末機の利用者は、端末機の盗難・紛失、故障、ウイルス感染等の事故があった場合は、速やかに実情を把握し、第1号様式により議長に報告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。盗難・紛失の場合は警察に届け出を行い、警察の発行する受理票の写しを併せて提出すること。

2 前項により報告があった場合は、新たな端末機を貸与する。ただし、元の端末機にあった全てのデータを引き継ぐものではない。

(禁止事項)

第11条 端末機の利用者は、前条に定めるもののほか、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 端末機を第三者(家族含む)に貸与又は譲渡すること。また、特段の理由がない限り操作をさせること。
- (2) 端末機の分解、改造又は交換すること。
- (3) 管理者において制限した機能を解除すること。
- (4) 会議その他議員活動に関係のないウェブサイトを閲覧すること。
- (5) 議場内の通信環境及び会議システムの動作に支障を生じさせること。
- (6) 端末機で個人情報を管理又は保存すること。
- (7) 有料サイトの閲覧等、松戸市に料金が請求されるような利用をすること。
- (8) 通信量が20GB/月を超える利用をすること。
- (9) その他、議長が定めたこと。

(違反行為に対する措置)

第12条 禁止事項に違反していることが確認された場合は、議長又は会議の長は注意を行うことができる。

2 前項の規定による注意に従わないときは、議長又は会議の長は、端末機の使用を停止させることができる。

(各種通知、連絡)

第13条 議会事務局は、議員に対する各種通知や連絡を端末機で行うことができる。ただし、文書等によることが必要な場合は、文書等で通知しなければならない。

第1号様式

令和 年 月 日

端末機の盗難・紛失・故障・ウイルス感染 報告書

松戸市議会議長 杉山 由祥 様

報告者氏名

下記のとおり端末機の(盗難・紛失・故障・ウイルス感染)を報告します。

記

発生日時	令和 年 月 日 (曜日)
端末機番号	
経緯・状況	

※ 紛失場所、故障原因などの経緯を具体的に記入

※ 紛失・盗難の場合は、警察に届け出た際の受理票の写しを併せて提出

全議K第3号
令和5年4月26日

各市議会議長 様

全国市議会議長会
会長 清水 富雄

地方自治法の一部改正について

平素より、本会の運営につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日、第211回通常国会におきまして、内閣提出による地方自治法の一部を改正する法律案が可決、成立しました。

近年、地方議会は性別や年齢構成の偏り、小規模市町村を中心とした議員のなり手不足の深刻化、低投票率などに見られる議会への関心の低下などの課題に直面していることから、本会では、全国都道府県議会議長会及び全国町村議会議長会とともに、多様な人材の地方議会への参画促進を図るため、「議会議長を置く」としか規定されていない地方自治法について、令和5年の統一地方選挙までに、地方公共団体の意思決定を行う議会の位置付けや議員の職務等を明文化すること、立候補に伴う企業等による休暇保障など立候補環境の改善のための法整備を行うことなどを国に強く要望してまいりました。

これを受け、第33次地方制度調査会では、「地方議会の位置付けや議員の職務の明確化、多様な層の住民の議会への参画につながる環境整備など地方議会のあり方」について前倒しで調査審議が行われ、令和4年12月28日、同調査会の市川会長から岸田内閣総理大臣に「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」が提出されました。

今回の地方自治法の一部改正では、この答申を踏まえ、地方議会は「議事機関として住民が選挙した議員をもって組織される」という位置付けと、「重要な意思決定に関する事件を議決し、検査及び調査その他の権限を行使する」という役割が、また、議員は「議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない」という職務が明記されました。このほか、地方議会に対する住民からの請願書の提出や国会に対する地方議会からの意見書の提出など地方議会に係る手続について、一括してオンライン化が可能となりました。さらに、衆議院総務委員会及び参議院総務委員会の附帯決議においては、「地方議会のデジタル化」、「立候補環境の整備」及び「議員報酬の在り方」などの各事項について政府が適切な措置を講じるべきであると明記されました。詳細については、別紙「多様な人材の市議会への参画促進に関する決議（R4.11.9第113回評議員会）に対する地方自治法の一部改正（R5.4.26成立）の措置結果」をご参照ください。

今回の法改正の実現につきまして、政府及び国会に対する要望活動にご支援ご協力いただきました皆様に深く感謝申し上げます。

このような制度改正や環境整備等を通して、若者や女性、会社員など多様な人材が市議会議員に積極的にチャレンジして、地方分権の時代にふさわしい活力ある地方議会の創出につながることを期待いたします。

添付資料：

地方自治法の一部を改正する法律案の概要

地方自治法の一部を改正する法律案要綱

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法の一部を改正する法律案新旧対照表

地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院総務委員会）

地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院総務委員会）

担当：全国市議会議長会 政務第一部 尾崎

TEL：03-3262-5235

「多様な人材の市議会への参画促進に関する決議」(R4.11.9 第113回評議員会)に対する
地方自治法の一部改正(R5.4.26 成立)の措置結果

本会決議(R4.11.9)	地方自治法の一部改正(R5.4.26)の措置結果
<p>第1 多様な人材の市議会への参画を促す環境整備</p> <p>1 地方議会の位置付け・議員の職務の明確化</p> <p>議会と長の二元代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、地方議会の意思決定機関としての位置付けや住民の代表者としての議員の職責について、令和5年の統一地方選挙までに地方自治法で明確化すること。</p>	<p>(地方自治法第89条第一項の改正)</p> <p>普通地方公共団体の議会は、議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織されること。</p> <p>(地方自治法第89条に二項新設)</p> <p>普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びに検査及び調査その他の権限を行使すること。</p> <p>議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないこと。</p>
<p>2 会社員が立候補しやすい労働法制の見直し</p> <p>今や就業者の9割を会社員が占めており、若者や女性を含む幅広い会社員層から市議会の議員に立候補しやすい、また、兼業が認められる場合には議員活動ができる環境を整える必要がある。</p> <p>このため、立候補に伴う休暇保障や議員活動のための休職、任期満了後の復職など、労働基準法はじめ労働法制の見直しを行うこと。</p>	<p>(地方自治法一部改正法の衆議院総務委員会の附帯決議三、参議院総務委員会の附帯決議四)</p> <p>政府は、地方議会の議員の選挙において労働者がより立候補しやすくなるよう、就業規則において立候補休暇制度を設けること等について、事業主の理解を得るための取組を進めるなど、引き続き立候補環境の整備に取り組むこと。</p>
<p>5 小規模市における議員報酬の引上げ等を促進する財政支援</p> <p>(議員報酬の引上げ)</p> <p>小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた議員は別として、兼業しなければ生計困難に陥りかねない実情にある。</p> <p>一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ない議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。</p> <p>このため、住民の理解を得ながら、地域の実情</p>	<p>(地方自治法一部改正法の衆議院総務委員会の附帯決議五、参議院総務委員会の附帯決議六)</p> <p>政府は、小規模市町村において議員のなり手不足が深刻であることを踏まえ、適正な水準の議員報酬の在り方について、各地方公共団体における検討に資するよう、取組事例の紹介に取り組むとともに、適切に地方財政措置を講ずること。</p>

<p>に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げることができるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。</p>	
<p>7 政治分野における男女共同参画の推進</p> <p>「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、議員活動と出産育児等の両立支援のために地方議会が実施する体制整備等の取組に対し支援を行うこと。</p>	<p>(地方自治法一部改正法の衆議院総務委員会の附帯決議四)</p> <p>政府は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律や第三十三次地方制度調査会の答申の趣旨等を踏まえ、女性や若者、育児・介護に携わる者等が議会に参画する上での障壁を除去するため、各議会において会議規則における育児・介護等の取扱いの明確化やハラスメント防止等の取組が進められるよう、必要な助言を行うこと。</p> <p>(地方自治法一部改正法の参議院総務委員会の附帯決議五)</p> <p>政府は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律や第三十三次地方制度調査会の答申の趣旨等を踏まえ、女性や若者、育児・介護に携わる者等が議会に参画する上での障壁を除去するための社会的な環境整備に取り組むこと。また、地方議会において会議規則における育児・介護等の取扱いの明確化やハラスメント防止等の取組が進められるよう、必要な助言を行うこと。</p>
<p>9 地方議会のデジタル化の促進</p> <p>本会議、委員会等のウェブサイト公開、議員に対するタブレット端末の配布、議事の自動音声翻訳、デジタル人材の育成確保など、地方議会のデジタル化への取組について技術的・財政的な支援を行うこと。</p>	<p>(地方自治法第138条の2を新設)</p> <p>普通地方公共団体の議会又は議長に対して行われる文書等による通知については、電子情報処理組織を使用する方法(オンライン化)により行うことができること。</p> <p>普通地方公共団体の議会又は議長が行う文書等による通知については、電子情報処理組織を使用する方法(オンライン化)により行うことができること。</p> <p>(地方自治法一部改正法の衆議院総務委員会の附帯決議一)</p> <p>政府は、多様な住民が地方議会に関わる機会の拡大及び議会運営の合理化を図るため、現行の議会の在り方に加え、議会に係る手続のオンライン化を可</p>

	<p>能とした趣旨も踏まえ、議会におけるデジタル技術を活用した取組に関し、必要な助言を行うとともに、技術的・財政的な支援についても検討を行うこと。</p> <p>（地方自治法一部改正法の参議院総務委員会の附帯決議二）</p> <p>政府は、多様な住民が地方議会に関わる機会の拡大並びに議会運営の活性化及び合理化を図るため、現行の議会の在り方に加え、議会に係る手続のオンライン化を可能とした趣旨も踏まえ、議会におけるデジタル技術を活用した取組に関し、必要な助言を行うとともに、技術的・財政的な支援についても検討を行うこと。</p>
<p>[第1の全般に関して]</p>	<p>（地方自治法一部改正法の衆議院総務委員会の附帯決議六）</p> <p>政府は、今後も人口減少の進行が見込まれていることに鑑み、本法による地方議会の役割及び議員の職務等の明確化の趣旨を十分に周知するとともに、各地域において住民福祉を最大限に追求することに資する議会の在り方について活発に議論がなされるよう、必要な助言を行うこと。</p> <p>（地方自治法一部改正法の参議院総務委員会の附帯決議一）</p> <p>政府は、多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現が重要であることを踏まえ、本法による地方議会の役割及び議員の職務等の明確化の趣旨を十分に周知するとともに、各地域において住民福祉を最大限に追求することに資する議会の在り方について活発に議論がなされるよう、必要な助言を行うこと。</p> <p>（地方自治法一部改正法の参議院総務委員会の附帯決議七）</p> <p>政府は、歯止めのかからない投票率の低下は民主主義の危機であるという立場から、投票率の向上のため、特に若年層の政治に対する関心を高めるための教育等の充実・強化を図るとともに、高齢者等の移動手段の確保や期日前投票の利便性の向上等あらゆる施策を講ずること。</p>

第2 地方議会の権能強化

7 地方議会のオンライン開催

感染症のまん延や大規模災害の発生により委員会を開催すること自体が困難な場合に加え、出産・育児、介護、疾病等の事情により会議場に参集することが困難な議員についてはオンラインでの参加を認めるなど、本会議への対象拡大も含め、地方議会のオンライン開催の拡充を図ること。

(地方自治法一部改正法の衆議院総務委員会の附帯決議二、参議院総務委員会の附帯決議三)

政府は、多様な人材が地方議会に参画できる環境を整備することの重要性に鑑み、各議会において、オンラインによる委員会を円滑に開催することができるよう、地方公共団体に対し必要な助言を行うこと。また、オンラインによる本会議への出席を可能とすることについては、第三十三次地方制度調査会の答申を踏まえ、議員本人による自由な意思表示に関し、議場と同様の環境が確保できるか等の課題について、オンラインによる委員会の開催上の課題等の検証を行い、国会における対応も参考としつつ丁寧に検討を進め、その結果に基づいて必要に応じ所要の措置を講ずること。

地方自治法の一部を改正する法律案の概要

地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、地方議会の役割及び議員の職務の明確化、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等を行う。

1. 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等

① 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化

○多様な層の住民の地方議会への参画を促進する観点から、地方議会の役割や議員の職務等について、法律上明確化する。

② 請願書の提出等のオンライン化

○地方議会に対する住民からの請願書の提出など地方議会に係る手続(※)について、一括してオンライン化を可能とする。

※現行法上、住民と議会、議会と国会等間の手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の適用対象外。

2. 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

○会計年度任用職員について、国の非常勤職員の取扱いとの均衡の観点から、勤勉手当の支給を可能とする。

3. 公金事務の私人への委託に関する制度の見直し

○地方公共団体の公金事務の私人への委託に関する制度において、原則として全ての歳入の収納事務について、地方公共団体の長の判断で私人への委託を可能とする(※)。

※現行法上、法令で掲げる歳入のみ委託が可能

○適正な公金取扱いを確保するため、受託者に対する監督、再委託の場合のルール等に係る規定を整備する。

【施行期日】

1① : 公布の日

1②、2及び3: 令和6年4月1日